

佐賀県日本語教師養成講座助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人佐賀県国際交流協会（以下「協会」）は、外国人住民の受入基盤を整備することにより、多文化共生社会を推進することを目的として、日本語教師養成講座（「日本語教育のための教員養成について」（平成12年3月 文化庁・日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議報告）において日本語教員養成において必要とされる教育カリキュラムに沿った講座をいう。以下同じ。）を受講した者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することとし、その助成金については、この要綱に定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 佐賀県内で開講される日本語教師養成講座を受講し、当該講座を修了した者。
- (2) 佐賀県内に在住している者。
- (3) 今年度内に協会もしくは佐賀県が実施するボランティア養成講座等の多文化共生に係る事業に参加する者。
- (4) 佐賀県の多文化共生推進のため、佐賀県内の日本語教室や日本語ボランティア活動等への参加意思を有し、当該活動等への参加を目的とした協会のボランティア登録をしている者。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としな

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(助成対象経費及び助成金の額)

第3条 助成金の交付の対象経費及びこれに対する助成金の額は、次表のとおりとする。

助成対象経費	助成率	助成対象限度額
日本語教師養成講座の入学金及び受講料	10/10	10万円

(助成金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する助成金交付申請書(兼完了報告書)(以下「交付申請書」という。)は、様式第1号のとおりとする。

2 助成金の交付を申請しようとする助成対象者は、日本語教師養成講座修了後30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、協会に提出しなければならない。

- (1) 日本語教師養成講座助成金 実績報告書(様式第2号)
- (2) 日本語教師養成講座助成金 同意書(様式第3号)
- (3) 暴力団排除に係る誓約書(様式第4号)
- (4) 日本語教師養成講座の修了を証する書類
- (5) 助成対象経費の支払を証する書類

(助成金の交付決定・額の確定)

第5条 協会は、交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該申請書の内容が第2条に規定する助成対象者の要件に適合すると認められるときは、先着順に交付決定及び額の確定を行い、助成対象者に通知するものとする。

2 規則第4条第2項に規定する助成金の交付に係る適正な申請書が到達してから当該申請に係る助成金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は約30日とする。

(補助金の支払い)

第6条 協会は、前条の規定により助成金の額を確定したときは、速やかに助成対象者に対して助成金の支払いを行うものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第7条 協会は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、額の確定の有無にかかわらず

ず助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の決定を受けたとき。
- (2) 助成金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号の掲げる場合のほか、その他協会が助成金の決定を取り消すべき理由があると認められるとき。

2 協会が、前項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成30年度分の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度分の助成金から適用する。